

茨木市グリーン調達方針

平成14年3月

(令和8年4月一部改正)

茨木市

目 次

1	意義・目的	… 1
2	対象とする範囲	… 1
3	基本的な考え方	… 1
4	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の運用	… 2
5	茨木市特定調達物品	… 2
	（1）茨木市特定調達物品	… 2
	（2）その他の物品等	… 7
6	その他	… 8
	（1）調達目標等の設定	… 8
	（2）推進体制	… 8
	（3）実績の公表等	… 8

1 意義・目的

地球温暖化問題や廃棄物問題など今日の環境問題の根源である大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とした経済社会システム構造を変革していくため、大きな消費者でもある本市において、環境に対する負荷のできるだけ少ない物品等を優先的に購入するグリーン購入に取り組み、これらの物品等の市場を形成し、また、物品等の開発を促進させ、その波及効果により、市民や事業者への普及を促進していく必要がある。

本市では、従来、グリーン購入に積極的に取り組んできたが、平成13年4月1日に全面施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」を受けて、同法第10条の規定に基づく調達方針を定め、茨木市環境方針に従い、本市におけるグリーン購入の一層の推進を図る。

2 対象とする範囲

この方針の対象とする範囲は、市のすべての機関が行う原材料、部品、製品などの物品（以下「物品等」という。）の調達とする。

3 基本的な考え方

われわれの経済活動においては、地球の貴重な財産である資源やエネルギーを消費していることを認識し、物品等の調達に当たっては、次の基本原則に基づき、性能、機能、品質、価格に加え、環境に対する負荷を考慮して、調達の目的に支障がない範囲で、環境負荷の低減に資する物品等（以下「環境物品等」という。）の調達に努める。

なお、環境に対する負荷の評価については、製造者や販売者から提供される情報や第三者機関が認証する「環境ラベル」（エコマーク、グリーンマーク、省エネルギーラベル、国際エネルギースターロゴ等）を参考とする。

また、調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的な使用等に努めるものとし、この方針に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮する。

【基本原則】

(1) 物品の製造や廃棄の段階では環境への負荷が大きいことを踏まえ、調達に当たっては、修理等により長期間使用できるものを優先する。なお、現在使用中の物品についても、修理等によりできるかぎり長期間使用に努める。

(2) 物品等の調達に当たっては、製造、使用、廃棄までのライフサイクルにおける環境への負荷の小さいものとする。

① 製造段階

- ・環境や健康に有害な材料を使用していないこと
- ・環境や健康に有害な物質を排出しないこと
- ・再生材料を使用していること
- ・間伐材や使用済部品など資源を有効利用していること

- ・再生しやすい材料や部品、構造となっていること

② 使用段階

- ・環境や健康に有害な物質を排出しないこと
- ・資源やエネルギーの消費が少ないこと
- ・修繕や部品等の交換・詰め替えができること
- ・梱包や包装が簡易であること

③ 廃棄段階

- ・リサイクルしやすい素材を使用していること
- ・素材ごとに分別しやすい設計であること
- ・回収・リサイクルシステムが整備されていること
- ・廃棄するときに環境や健康に有害な物質を排出しないこと

4 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」の運用

この調達方針で述べる調達目標は、国が定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に掲げる「判断の基準」及び「配慮事項」に基づいて調達された物品等の数量が全物品等の数量に占める割合である。

5 茨木市特定調達物品

本市が取り組むグリーン購入の対象品目は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）第6条第2項に定める特定調達品目（国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類）とする。

ただし、集中して目標達成に向けて取り組むため、特定調達品目のうち重点的に調達を推進する物品を「茨木市特定調達物品」とし、エコオフィスプランいばらきにおいて実績を報告するものとする。

(1) 茨木市特定調達物品

① 紙類

コピー用紙 フォーム用紙 インクジェットカラープリンター用塗工紙 塗工されていない印刷用紙 塗工されている印刷用紙 トイレットペーパー ティッシュペーパー	購入する品目については、 調達目標は100%とする。
---	-------------------------------

② 文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン	購入する品目については、 調達目標は100%とする。
---------------------------------	-------------------------------

<p> マーキングペン 鉛筆 定規 トレー 消しゴム ステープラー（汎用型・汎用型以外） ステープラー針リムーバー 連射式クリップ（本体） 事務用修正具（テープ） 事務用修正具（液状） クラフトテープ 布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む） 両面粘着紙テープ 製本テープ ブックスタンド ペンスタンド クリップケース はさみ マグネット（玉・バー） テープカッター パンチ（手動） モルトケース（紙めくり用スポンジケース） 紙めくりクリーム 鉛筆削（手動） OAクリーナー（ウェットタイプ・液タイプ） ダストブロワー レターケース メディアケース マウスパッド OAフィルター（枠あり） 丸刃式紙裁断機 カッターナイフ カッティングマット デスクマット OHPフィルム のり（液状）（補充用を含む） のり（澱粉のり）（補充用を含む） のり（固形）（補充用含む） のり（テープ） ファイル・バインダー・ファイリング用品 </p>	
---	--

アルバム（台紙含む） つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙	
---	--

③ オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード 個室ブース ディスプレイスタンド	購入する品目については、 調達目標は100%とする。
--	-------------------------------

④ 画像機器等

コピー機 複合機 拡張性のあるデジタルコピー機 プリンタ プリンタ複合機 ファクシミリ スキャナ プロジェクタ トナーカートリッジ インクカートリッジ	購入（リース・レンタル契 約を含む）する品目につい ては、調達目標は100%と する。
--	--

⑤ 電子計算機等

電子計算機（PC） 磁気ディスク装置	購入（リース契約を含む） する品目については、調達
-----------------------	------------------------------

ディスプレイ 記録用メディア (CD、DVD、BD)	目標は80%とする。
-------------------------------	------------

⑥ オフィス機器等

シュレッダー デジタル印刷機 掛時計 電子式卓上計算機 (電卓) 一次電池又は小形充電式電池	購入 (リース契約を含む) する品目については、調達目標は100%とする。
--	---------------------------------------

⑦ 移動電話等

携帯電話 PHS スマートフォン	購入 (リース契約を含む) する品目については、調達目標は100%とする。
------------------------	---------------------------------------

⑧ 家電製品

電気冷蔵庫 電気冷凍庫 電気冷凍冷蔵庫 テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	購入 (リース・レンタル契約を含む) する品目については、調達目標は100%とする。
---	--

⑨ エアコンディショナー等

家庭用エアコンディショナー 業務用エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	購入 (リース・レンタル契約を含む) する品目については、調達目標は100%とする。
---	--

⑩ 温水器等

ヒートポンプ式電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	購入 (リース・レンタル契約を含む) する品目については、調達目標は100%とする。
--	--

⑪ 照明

LED照明器具 LEDを光源とした内照式表示灯	購入 (リース・レンタル契約を含む) する品目については、調達目標は80%とする。
----------------------------	---

⑫ 自動車等

乗用車 小型バス 小型貨物車 バス等 トラック等 トラクタ 2サイクルエンジン油	購入する品目については、調達目標は100%とする。 ただし、特種用途車はこの限りでない。 また、乗用車について、リース・レンタル契約の場合は2030年度末までに基準を満たす調達の見込みがあれば、この限りでない。
乗用車用タイヤ	購入する品目については、調達目標は100%とする。

⑬ 消火器

購入する場合は、調達目標は100%とする。

⑭ 制服・作業服等

制服 作業服 帽子 靴	購入する場合は、調達目標は80%とする。 なお、再生ポリエステルが50%以上使用されている製品を選択する。
----------------------	--

⑮ インテリア・寝装寝具

カーテン 布製ブラインド 金属製ブラインド タフテッドカーペット タイルカーペット 織じゅうたん ニードルパンチカーペット 毛布 ふとん ベッドフレーム マットレス	購入（リース・レンタル契約を含む）する品目については、調達目標は80%とする。 なお、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	---

⑯ 作業手袋

購入する場合は、調達目標は80%とする。

⑰ その他繊維製品

集会用テント ブルーシート 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	購入（リース・レンタル契約を含む）する場合は、調達目標は80%とする。
---	-------------------------------------

⑱ 災害備蓄用品

災害備蓄用飲料水 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品 栄養調整食品 フリーズドライ食品 非常用携帯燃料 携帯発電機 非常用携帯電源 （毛布、テント、作業手袋、ブルーシート及び一次電池）	購入する場合は、調達目標は100%とする。
---	-----------------------

⑲ 役 務

印刷	調達目標は90%とする。
----	--------------

⑳ 公共工事、設備

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材・建設機械を使用する場合は、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

その他、詳細については「茨木市公共工事に係る環境配慮指針」に従って行い、本方針では取り扱わない。

また、太陽光発電システム等の設備についても、この指針に従い、導入を推進する。

(2) その他の物品等

上記以外の物品等	環境物品等の選択に当たっては、適切な品目については第三者機関が認証する「環境ラベル」の認定を受けている製品またはこれと同等のものを調達するよう努める。また、OA機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。
----------	--

6 その他

(1) 調達目標等の設定

本方針の調達目標等については、毎年度実績等を踏まえ、必要に応じ見直す。

(2) 推進体制

環境物品等の調達の推進に関する体制は、庁内の茨木市環境管理推進組織を活用することとし、環境管理事務局から所属職員への情報提供等により各課等における環境物品等の調達が促進されるように努める。

(3) 実績の公表等

- ①物品の調達を行う職員は、数値目標を定めた物品等の調達をする際、国の「判断の基準」を満たした物品等の調達を行う場合は、財務会計システムにて「執行伺」を起票する際に、「明細情報」画面内の「グリーン購入法」欄で『適用する』に☑を入れる等、後で確認をしやすくする。
- ②各所属長は、四半期ごとに数値目標を定めた物品等の調達の実績を、財務会計システムの執行伺一明細の伝票検索等を活用し、数量ベースで「グリーン調達実施状況報告書」にとりまとめ、エコオフィスプランのPDCAサイクルに基づき、報告する。
- ③環境管理責任者は、調達の実績を毎年度集計し、その概要をとりまとめ、ホームページ等により公表する。

【附 則】

本調達方針は、平成14年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成15年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成16年6月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成17年8月15日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成18年9月13日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成19年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成20年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成21年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成22年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成23年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成25年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成27年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、平成30年3月30日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、令和2年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、令和3年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、令和4年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、令和6年4月1日から実施する。

【附 則】

本調達方針は、令和8年4月1日から実施する